

日本スポーツ法学会 会報 第33号

2009年(平成21年)6月1日

日本スポーツ法学会事務局

〒190-0015

東京都立川市泉町935番地236-301

総合スポーツ研究所内

TEL 042-540-1092 FAX 042-540-1089

E-MAIL: senda@sportsnet-japan.com

発行人 森川 貞夫

編集人 井上 洋一

◆第16回大会報告◆

森川貞夫会長による「スポーツと人権—ユネスコ体育・スポーツ国際憲章採択から30年」と題した基調講演が行われた。

いわゆる「スポーツ・フォア・オール」運動を人間の基本的権利として位置づけたユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」の存在を指摘した上で、「いつでも、どこでも、誰もがスポーツを楽しむ」ための政策的実践や条件整備こそが問われているとした。

その観点から見れば自民党による「スポーツ立国調査会」の取り組みは、国家戦略としての2016年オリンピックの東京招致との絡みなどの点で、「基本的人権としてのスポーツ」とは隔たりがあると位置づけた。その枠組みにおけるスポーツ予算の中身が「競技力向上に国を挙げて取り組む」「国際競技大会の招致に国として積極的に取り組む」を柱にしているからである。

その結果、国家は公共スポーツ施設の整備を進める責務を放棄し、「地域のスポーツ環境の整備」についても「刺身のつま」程度にしか捉えていないと指摘した。さらに、市町村における体育指導委員の任意設置についても、専門職としてのスポーツ振興担当者の必要性を軽視している典型例だとした。

また、権利としてのスポーツの体系全体から見れば、スポーツは「本質的に人間の文化として、非人間性すなわち自己および他人の生命の否定・健康の否定を前提にしては存在しえない」ものであり、「競争と闘争を峻別するルールを洗練化し、人間の生命の尊厳、人間的欲求および人間的諸力の発展のなかで」の「文化としてのスポーツ」を追求すべきであるとした。

そして、「憲章」はスポーツルールにおける倫理性とフェアプレー精神の高揚に積極的に貢献し、それらに加えてIOC憲章では「スポーツ権」条項、環境・共生理念の導入、「オリンピック休戦決議」等、「スポーツと平和」運動への支援など、「憲章」の精神が国際スポーツ界に浸透しつつある現状が指摘された。

最後に、これまで日本スポーツ法学会は日本におけ

る「スポーツ権」論形成に「一定の役割」を果たしてきたと同時に、「機関、職場、スポーツ組織・集団、あるいはCAS、日本スポーツ仲裁機構、その他法務的実務」が「実践的に『スポーツ権』の定着を積み重ねて」来たという学問的・実務的価値への言及がなされた。

シンポジウム「スポーツと人権」では、三人の会員から報告がなされた。まず、宮島繁成会員からは「子どものスポーツと人権」と題して、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)における関連条項を押さえた上で、子どものスポーツの現状、子どものスポーツをする権利の中身、貧困問題とスポーツ格差についての言及がなされた。とくにスポーツ格差については、スポーツにかかる費用、OECD調査の貧困率調査、厚生労働省「全国母子世帯等調査」、文部科学省「子どもの学習調査費調査」などの統計データの提示・分析がなされた。そして、遊びとしてのスポーツの復権の必要性が強調された。

上柳敏郎会員からは「上訴と仲裁—スポーツ仲裁裁判所(CAS)上訴手続きにおける選手の権利」と題して、我那覇選手事件の経緯を新聞報道等から詳細に追った上で、CAS議決47項における2007年と2008年の理由および立証責任、相手方訳と申立人訳などが示された。WADA規程についての把握もなされた。そして、処分と「上訴」、JSAAとCASの比較(仲裁人、言語、場所、翻訳・旅費・弁護士費用などの選手の負担)、ドーピング処分の法律上の争訟性をめぐる考察が提示された。

松本泰介会員からは「プロ(野球)選手のドーピング問題と人権」と題して、ソフトバンクホークス、読





売ジャイアンツ、東京ヤクルトの計3選手ケースが示された上で、NPBアンチ・ドーピング規程と人権をめぐり、制裁規定（NPBドーピング禁止規程5条2項、WADA規程、罪刑法定主義の要請）、手続関与者の公平性（弁明手続、特別委員会、労使間の問題への配慮の必要性）、上訴手続の公正・公平性（CAS、JSAAなどへの外部機関への上訴実現の可能性など）という三つの観点からの分析が示された。

（中村祐司 記）

スポーツ契約等研究専門委員会報告

スポーツ契約等研究専門委員会の第5回研究会が、3月7日（土）午後1時00分から早稲田大学9号館5階第一会議室で開催されました。今回は、会員である白井久明弁護士から、「プロ野球の選手契約とそれに関する法律問題について」と題し、研究報告がなされました。

今回の研究会においては、日本のプロ野球（NPB）の選手契約を構成する、野球協約、統一契約書等に関連して、プロ野球選手の労働者性、ドラフト制度、保留制度、FA制度、契約更改、年俸調停、公傷、肖像権、選手の副業、代理人交渉、ドーピングなど、NPB全般にわたる法的問題点の整理が行われました。

特に、昨年は、NPBの三局統合、セパ会長職の廃止に伴い野球協約が改正されましたが、この改正の際には、コミッショナーの任免をオーナー会議が直接審議することになるなど、オーナー会議の権限が強化されているという鋭い指摘がなされました。また、保留制度、FA制度についても、昨年大きな改正に行われており、FA権の取得期間の短縮や補償金額の減額に関して、具体的な説明がなされました。契約更改や年俸調停に関しては、2006年オフの中村紀洋選手（当時オリックス）や、2008年オフのGG佐藤選手（西武）のケースを題材に、これらのケースに関連した問題点の指摘が行われました。なお、この際には、当委員会幹事である山崎卓也弁護士から、問題点を踏まえた戦力外通告ルールなど、NPBに導入されている新しい制度の解説

がなされております。代理人交渉に関しては、二人の代理人で交渉を行うことのメリットなど、白井弁護士の実際の交渉実務を踏まえた指摘がなされました。なお、その他、2007年オフに発生したJPパウエル選手の二重契約問題や2008年に発生した田沢問題など、近年NPBにおいて発生している新しい問題についても、丁寧な説明がなされました。

その後、個々のテーマに関する質疑応答、ディスカッションが行われました。会員である水戸重之弁護士、山崎弁護士など様々な先生方からも積極的に実務の問題点が補足され、NPBにおける昨今の法的問題点を整理する上で、非常に有意義な研究会となりました。

なお、NPBの野球協約、統一契約書、フリーエージェント規約などは、日本プロ野球選手会のホームページに掲載されておりますので、併せて御確認いただきたく存じます。

（松本泰介 記）

スポーツ基本法立法専門委員会報告

スポーツ基本法立法専門委員会は、2009年2月21日（土）、日本体育協会理事監事室において、「スポーツ基本法の立法に向けての現状認識について」をテーマに、2009年第1回研究会を開催した。第1回研究会では、当学会の新規会員である鈴木寛参議院議員（文教科学委員会理事）より、2016年東京五輪招致をめぐる動向やスポーツ法制定に関する国会内での動向などについての報告があり、その後は、上記テーマを題材として、会員間で熱のこもった議論が繰り広げられた。また、2009年4月18日（土）には、「日本スポーツ界が改善すべき様々な課題」をテーマに、第2回研究会を開催した。第2回研究会では、最初に望月浩一郎会員より、「アマチュア競技団体の共済についての問題」を題材に報告が行われた。平成18年に保険業法が改正されたことにより、従来、（財）日本学生野球協会と（財）日本野球連盟が共同で行っていた共済見舞金制度の継続ができなくなってしまったこと、アマチュアスポーツにはボランティアとして活動する競技団体役員・審判が不可欠であり、競技団体役員の活動中の死亡や重篤な負傷・疾病に対する補償制度はアマチュアスポーツ活動を発展させる上で不可欠であるところ、改正保険業法は、これら相互扶助事業までも規制し、スポーツ振興の障害になっているため、早急にこの問題を立法的に解決する必要があるとの問題提起が行われた。次に松本泰介会員より、「団体と選手間の紛争解決機関の整備」を題材に、競技団体と選手間の紛争類型毎に団体内紛争解決機関において考慮すべき事項や現状の問題点、団体外紛争解決機関の現状及びその問題点などについての研究発表が行われた。3番目に、境田正樹会

員が「アンチ・ドーピング制度の課題」をテーマに、①各国のアンチ・ドーピング法制度の最近の動向、②国内でのアンチ・ドーピング法制度の整備の必要性、③JADAの今後のあり方、などについての研究発表が行われた。最後に特別コメンテーターとして鈴木寛参議院議員より、上記各研究発表に関する国会内の動向などについてのコメントが行われ、その後は、最近のスポーツ関連諸問題（草薙体育館の死亡事故、スポーツ団体の公益性認定取得問題、スポーツ団体のガバナンスのあり方等）について、出席者間で活発な意見交換が行われた。

(中田 誠・境田正樹 記)

ジュニアスポーツフォーラム報告

2009年2月1日(日)埼玉県さいたま市の浦和ロイヤルパインズホテルにおいて「ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム(財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団、財団法人日本スポーツ安全協会、日本スポーツ法学会主催)」が「少年スポーツ指導のあり方と法的限界」をテーマとして開催された。

基調講演は、早稲田大学スポーツ科学学術員準教授鳥居俊氏により、「ジュニア期のスポーツ指導における障害予防」と題して行われた。鳥居氏は、スポーツドクターとしてのご経験を踏まえ、子どもたちの現状として子どもの体力低下や肥満の問題、子どもの発育状況に応じた指導、事故を起こさない、あるいは障害を起こさない指導というものについてお話があった。

午後のシンポジウムは、酒井俊皓(弁護士、当会々員)を座長とし、パネリストとして明石要一氏(国立大学法人千葉大学教育学部教授)、田名部和雄氏(財団法人日本高等学校野球連名参事)、八木由里氏(弁護士、当会々員)の参加で行われた。明石氏は、「消えた放課後の世界」と題して遊びがいに子どもの発育・発達に必要なことについてのお話があった。

田名部氏は、最近の高校野球指導者による体罰事件のデーターを下に指導者と部員とのコミュニケーション、指導者と保護者とのコミュニケーションの重要性につきお話があった。

八木氏は、過去の判例から少年スポーツにおいて法的に許容される指導と許容されない指導の境界線につきお話があった。これを受け、座長から指導と体罰について若干の判例の補足があった。

午前の部と午後の部の間に、ジュニアスポーツ法律アドバイザー登録弁護士による研究会が開催された。そこでは、登録弁護士の組織化や各地での活動状況についての報告と今後の活動についての議論がなされた。

(酒井俊皓 記)

スポーツ仲裁シンポジウム報告

2009年3月14日(土)、日本スポーツ仲裁機構主催の第5回スポーツ仲裁シンポジウムが、「日本におけるスポーツ文化の拡充・ドーピング問題とPlay True」と題して、東京ウィメンズプラザホールにおいて開催された。本学会の後援団体の一つとして名を連ねた。

今回は、全体を通じて司会は早川吉尚氏(立教大学)がつとめ、パネリストは、京谷和幸氏(北京パラリンピック車いすバスケットボール日本代表)、千葉真子氏(アトランタ五輪・陸上競技日本代表)、吉原知子氏(アテネ五輪・バレーボール女子日本代表)、鍵山誠氏(四国・九州アイランドリーグCEO)、広瀬一郎氏(多摩大学)、間野義之氏(早稲田大学)、八十祐治氏(元Jリーガー、弁護士)であった。

第一部では「日本におけるスポーツ文化の拡充」をテーマに、日本におけるスポーツ文化の新たな変化として、野球の独立リーグである四国・九州アイランドリーグのこれまでの取り組みやサッカーJリーグにおけるジュニア養成の取り組み、さらには近年の車いすバスケットボールにおける普及の状況、ヨーロッパにおけるスポーツクラブの状況などが報告され、活発な議論が展開された。

第二部では、「ドーピング問題とPlay True」というテーマが設定され、ドーピング活動の真の意義について議論が交わされた。特に、アスリート出身のパネリストから、自身の体験を踏まえた上で、なぜ、選手に負担の大きいドーピング検査をそこまでやるのかについて疑問が投げかけられた。その点については、スポーツはアスリートの多大な努力の上に成り立っていて、そこがスポーツの面白さの本質でもあるところ、薬の力を借りた上での勝負であれば人々に感動を与えることはできず、スポーツの面白さ、ひいてはスポーツ自体を殺してしまうといった意見がだされた。

他方、貧富の差が大きい国においては競技成績が貧しさからの脱出に直結する面があり、そうした国においてはドーピングの誘惑が大きいことが紹介された。

また、障害者スポーツにおけるドーピング検査に関して、日常生活から薬の助けを必要としている選手も少なくなく、それ故、障害者の方が健常者よりドーピング防止の問題に理解と知識があるとの説明がなされた。

その他、わが国のスポーツ界が直面するさまざまな問題について盛んな議論が展開された。

(森 浩寿 記)

理事会議事要録

◆◆◆ 2008年 第6回理事会 ◆◆◆

日時：2008年12月14日(日) 12:20～

場所：早稲田大学国際会議場 3 階市島記念会議室

出席：森川貞夫会長、井上洋一事務局長、浦川道太郎、

笠井修、桂充弘、齋藤健司、酒井俊皓、佐藤千春、

菅原哲朗、諏訪伸夫、竹之下義弘、道垣内正人、

中村祐司、濱野吉生、望月浩一郎、森浩寿、

吉田勝光、白井久明（監事）、日野一男（監事）、

崔光日（事務局員）、中田誠（事務局員）、

欠席（委任状）：小笠原正、奥島孝康、小林真理、

中村浩爾

【審議事項】

1. 入退会の件

以下の入会が認められた。

入会者：櫛田葉子（JSAA事務局）、和田恵（弁護士）、

山内玲（弁護士）、磯山海（弁護士）、

富山智雄（弁護士）

現在の会員数は、294名。

2. 2008年度会計報告について

原案通り承認された。

3. 2009年度事業計画及び一般会計予算案、アジアスポーツ法学会特別予算案

原案通り承認された。

4. 2009年度理事会日程について

アジアスポーツ法学会準備委員会及び大会実行委員会を含め、以下の日程を予定することとした。その後については、進捗状況を見ながら決定することとした。

1月24日(土)

(13:00 - 日本体育協会スポーツマンクラブ)

2月21日(土)

(13:00 - 日本体育協会スポーツマンクラブ)

3月7日(土)

(11:30 - 早稲田大学)

4月18日(土)

(13:00 - 日本体育協会スポーツマンクラブ)

【報告事項】

1. 年報の件

森川会長が本学会代表してとエイデルとの間で別紙の契約書を交わしたこと、それを受けて今後の編集作業にはいることが認められた。なお、印刷部数については会員数を考慮し、300部から若干多くすることで検

討することとした。

次回理事会は、2009年1月24日(土) 13:00 - 日本体育協会スポーツマンクラブで開催予定。

(井上洋一 記)

◆◆◆ 2009年 第1回理事会 ◆◆◆

日時：2009年1月24日(土) 13:00

場所：岸記念体育館 1 F スポーツマンクラブ

出席：森川貞夫会長、井上洋一事務局長、浦川道太郎、

笠井修、齋藤健司、酒井俊皓、菅原哲朗、

竹之下義弘、道垣内正人、濱野吉生、望月浩一郎、

森浩寿、吉田勝光、白井久明（監事）、

崔光日（事務局員）

委任状提出：小笠原正、桂充弘、小林真理、佐藤千春、

諏訪伸夫、中村浩爾、中村祐司、奥島孝康、

日野一男（監事）、中田誠（事務局員）、

平井千貴（事務局員）

【審議事項】

1. 入退会について

以下の入会が承認された。(会員数296名)

森啓弥（川崎医科大学付属病院）、梁龍姓（弁護士）、

石田晃士（弁護士）、中西哲男（弁護士）、

多田光毅（弁護士）、入江源太（弁護士）

2. アジアスポーツ法学会（2009日本）について

今回のアジアスポーツ法学会を単年度の大会開催として進めていくことが確認された。

総務（広報）、企画、渉外、財務の各担当の業務内容を確認のうえ、次回理事会までにそれぞれ対応を進めていくこととした。また、財務との関係で法人化の可能性が検討されたが、見送ることとした。

3. 夏期合同部会の開催について

検討をお願いしていた大阪弁護士会スポーツ・エンターテイメント研究会との共催について、桂理事から可能性を検討中との連絡を受けているとの報告があった。

4. 第8回ジュニアスポーツフォーラムについて

竹之下副会長から、2月1日(日) 10時より浦和において開催されとの案内があった。

5. 年報について

笠井理事から、出版契約について、手続きなどエイデルとの確認をしたことが報告された。また、執筆依頼やとくに原稿の締め切り、校正などの手続きについて厳格に進めていくことを確認した。

6. ニュースレターについて

森理事より、例年通り進めていることが報告された。

7. その他

道垣内理事から日本スポーツ仲裁機構第5回シンポ

ジウム（3月14日（土）14時から）への後援依頼があり、承認した。

次回理事会は、2009年2月21日（土）13:00、スポーツマンクラブで開催予定。

（井上洋一 記）

◆◆◆ 2009年 第2回理事会 ◆◆◆

日時：2009年2月21日（土）13:00

場所：岸記念体育館1Fスポーツマンクラブ

出席：森川貞夫会長、井上洋一事務局長、笠井修、

酒井俊皓、菅原哲朗、竹之下義弘、中村祐司、

望月浩一郎、吉田勝光、白井久明（監事）、

日野一男（監事）、中田 誠（事務局員）

委任状提出：浦川道太郎、小笠原正、齋藤健司、

佐藤千春、諏訪伸夫、道垣内正人、濱野吉生、森浩寿

【審議事項】

1. 入退会について

以下の方の入退会が認められた。（現在会員数303名）

入会者：山本雄祐（弁護士）、齋雄一郎（弁護士）、

高松政裕（弁護士）、堀田裕二（弁護士）、

浅見隆行（弁護士）、友近聡朗（参議院議員）、

鈴木寛（参議院議員）

2. アジアスポーツ法学会（2009日本）について

・企画担当の酒井理事より学会大会プログラムの原案が示され、修正案を次回の理事会にかけることとした。

・記念講演 第1候補 小寺先生

第2候補 道垣内理事

・パネルディスカッション司会

中村祐司理事および崔会員

プログラムができ次第、総務担当より3月末に開催案内を中国、韓国の学会におくることとした。

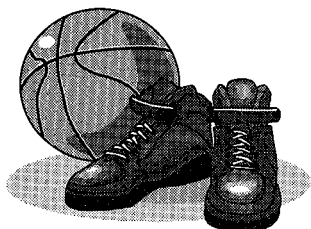
また、日本スポーツ法学会の総会は、別途12月に開催することとした。

3. 合同部会研究会

12月に総会を開催するに伴い、合同部会研究会を開催する方向で進めることとした。

次回理事会は、2009年3月7日（土）11:00より早稲田大学で開催予定。

（井上洋一 記）



◆◆◆ 2009年 第3回理事会 ◆◆◆

日時：2009年3月7日（土）11:00

場所：早稲田大学9号館5階第1会議室

出席：森川貞夫会長、井上洋一事務局長、浦川道太郎、

酒井俊皓、佐藤千春、竹之下義弘、中村祐司、

望月浩一郎、森浩寿、白井久明（監事）、

崔光日（事務局員）

委任状提出：小笠原正、桂充弘、小林真理、笠井修、

齋藤健司、菅原哲朗、諏訪伸夫、道垣内正人、

吉田勝光、日野一男（監事）、中田誠（事務局員）

【審議事項】

1. 入退会について

以下の新入会員が承認された。

武井一樹（弁護士）

2. アジアスポーツ法学会（2009日本開催）について

（1）企画について

酒井理事より、開催要項案（プログラム）が示された後、以下の事項が了承された。

・記念講演は、小寺先生に快諾を頂いた。

・シンポジウムの司会は、中村祐司会員と崔光日会員にお願いすることとした。

・指定パネリストとして、日本側からは濱野会員にお願いすることとした。

・コメンテーターとして尹会員にお願いすることとした。

・レセプションは、大隈ガーデンハウスとする。

・一般発表部分は、各国1名程度をお願いする（発表20分、質疑10分）。

・6月末に申し込み締切、7月末がフルペーパーの提出締切とする。

（2）総務

至急、開催要領を作成し、第1報として、アジアの関係学会に通知することが確認された。

（3）渉外

事前にエクスカージョンの参加者を募り、確認しておくこととした。

（4）財務

竹之下副会長から「ご寄付のお願い」及び「後援及び協賛のお願いについて」の案が示され、今後個別に働きかけていくこととした。

（5）その他

国内の関連機関にも同様に日程などを通知することとした。

3. その他

次回理事会は、2009年4月18日（土）13:00、スポーツマンクラブで開催予定。

（井上洋一 記）

◆◆◆ 2009年 第4回理事会 ◆◆◆

日時：2009年4月18日(土) 13:00

場所：岸記念体育会館スポーツマンクラブ

出席理事：森川貞夫会長、井上洋一事務局長、
浦川道太郎、竹之下義弘、笠井修、齋藤健司、
菅原哲朗、濱野吉生、望月浩一郎、森浩寿、
白井久明(監事)

委任状提出：小笠原正、桂充弘、小林真理、酒井俊皓、
佐藤千春、道垣内正人、中村祐司、吉田勝光
事務局員：崔光日、千田志郎、中田誠

【報告事項】

1. スポーツ仲裁シンポジウム(後援)が無事終了した旨が報告された。

【審議事項】

1. 入退会について

以下の申込があり承認された(現在の会員数312名)。
森本陽美(明治大学法学部)、
和食昭夫(新日本スポーツ連盟)、
望月克也(弁護士)、後藤秀隆(関東労災病院)

2. アジアスポーツ法学会について

(1) 9月18日について

- ・開会の挨拶は奥島組織委員長が日本語で行う。そのほかの挨拶は3-5分で3人程度とし、今後入選をすすめる。
- ・シンポジウムでは、日本・韓国・中国各国から1名がプレゼンテーションそしてコメンテーターがコメントを、各自20分程度で行うこととした。

(2) 9月19日について

- ・一般研究の発表者が多い場合には、2、3部屋に分けて行う。

(3) プログラムについて

- ・森理事よりプログラム案が提示され、以下のことが確認された。
- ・プログラムは、日本語と英語で作成する。

- ・記念講演、シンポジウム、自由研究発表者は概要を英文800字で作成する。全文は記念講演 20,000字、シンポジウム 12,000字、自由研究 12,000字とする。申し込みは6月末、原稿は7月末締め切りとする。

- ・中国・韓国の発表者は各自ワードで原稿を作成してもらい、メールで崔会員に送付してもらう。

(4) その他

- ・外国からの参加者の宿舎について、浦川副会長よりリーガロイヤル6人分、ゲストハウスをシングル2部屋、ツイン5部屋、17日から19日泊まで3泊分を予約したことが報告された。
- ・プログラムに掲載する広告についても積極的に募集することが確認された。

3. 会報第33号について

森理事より、5月中旬から下旬の発行予定であることが報告された。

4. 今後の理事会日程

- 6月13日(土) スポーツマンクラブ、15:00-
- 7月4日(土) スポーツマンクラブ、13:00-
- 8月7日(金) スポーツマンクラブ、13:00-
- 8月31日(月) スポーツマンクラブ、13:00-

(中田 誠 記)

合同研究会案内

別紙通知の通り、今年は9月にアジアスポーツ法学会国際学術大会が東京で予定されているため、年間スケジュールを以下のように変更いたします。それに伴い、例年、7月に開催してきました夏期合同研究会を12月に実施する予定です。改めて通知は致しますが、ご予定の確保をお願いいたします。

●9月18日(金)~19日(土)

アジアスポーツ法学会国際学術大会
(兼日本スポーツ法学会第17回大会)
於：早稲田大学法学部8号館

●12月19日(土)

総 会(午前)
合同研究会(午後)
於：早稲田大学法商研究棟

スポーツ六法 2009

◆法令だけではなく面白さ◆スポーツ活動に関わる情報満載まさに百科◆
通知・通達・競技団体規約・各種憲章・判例・仲裁判断等 様々な場面に

【編集代表】小笠原 正・塩野 宏・松尾 浩也

【編集委員】浦川 道太郎/川井 圭司/菅原 哲朗/高橋 雅夫/
道垣内 正人/濱野 吉生/守能 信次/森浩寿/吉田 勝光
装い一新! より軽量、よりコンパクトに 四六判箱入 784頁 厚さ19mm 本体2,500円(税別)

スポーツ法の 導入対話 スポーツ法学(第2版)
人気テキスト! による

監修：小笠原 正 著：井上 洋一 小笠原 正 川井 圭司 齋藤 健司
監修：小笠原 正 著：諏訪 伸夫 濱野 吉生 森浩寿 本体2,900円(税別)

スポーツ法学序説 法社会学・法人類学からのアプローチ
スポーツ法の学問的考察 千葉正士 著 本体2,900円(税別)

【編集代表】石川明・池田真朗・宮島司・安富潔・三上威彦・大森正仁・三木浩一・小山剛

標準六法'09
法学六法'09

法学教育に、一般利用に、大学院入試に
全115法令収録 本体1,250円(税別)
四六判箱入 1056頁 厚さ22mm

主要教科書を精査し、初学者に必要な法令
全65法令収録 本体1,000円(税別)
四六判箱入 552頁 厚さ13mm

保育六法2009
商品スポーツ事故の法的責任

編集代表 田村和之
待望の保育専門法令集 本体1,880円(税別)
四六判箱入 640頁 厚さ18mm

潜水事故と水域・陸域・空域事故の研究

本体6,200円(税別)

〒113-0033 東京都文京区本郷6-2-9-101 東大正門前

TEL:03(3818)1019 FAX:03(3818)0344 E-mail:order@shinzansha.co.jp

信山社
http://www.shinzansha.co.jp